

横浜市西スポーツセンター

指定管理者選定委員会

審査結果報告書

令和5年3月15日

## 1 経緯

横浜市西スポーツセンターの指定管理者については、本選定委員会での審査により「東急スポーツオアシス・日本水泳振興会共同事業体」を候補者として選定し、区長が指定しているところです。(指定期間：令和4年4月1日から令和9年3月31日まで)

この度、当該共同事業体の代表団体である「株式会社東急スポーツオアシス」が、令和5年3月31日に組織再編を行い、同日新設される新会社「株式会社東急スポーツオアシス」(商号は同名称)に、本施設の指定管理業務を含む事業に関する権利義務を承継することとなりました。

このため、新会社を代表団体とする共同事業体について、改めて提出された指定申請書類を審査し、本施設の指定管理業務を行う上での実態的同一性について確認したので、ここに審査結果を報告します。

## 2 選定委員会 委員

委員長	坂田 公一	さわやかスポーツ研究所所長
委員	小松 雅一	西区スポーツ推進委員連絡協議会会長
	為崎 緑	中小企業診断士

## 3 現指定管理者及び今回申請者

現指定管理者	今回申請者
東急スポーツオアシス・日本水泳振興会共同事業体  【共同事業体の構成】 代表団体：株式会社東急スポーツオアシス 構成団体：株式会社日本水泳振興会  【指定期間】 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで	東急スポーツオアシス・日本水泳振興会共同事業体  【共同事業体の構成】 代表団体：株式会社東急スポーツオアシス (※令和5年3月31日新設予定。商号は同名称) 構成団体：株式会社日本水泳振興会 (変更なし)

## 4 審査の経過

(1) 第1回選定委員会 令和5年3月15日(水)

### 【議事】

- ・委員長の選出
- ・申請書類の審査

## 5 審査の考え方

本件は、指定管理者代表団体の組織再編の中で、新設分割により、指定管理業務を含む事業部門の権利義務を、新会社にそのまま承継するものですが、法律上、新会社は別法人とみなされることから、事業承継先の新会社及びこれを代表団体とする共同事業体の同一性を確認する必要があります。このため、現行の指定管理業務に関する提案内容が、新会社による共同事業体においても変わらず実現されることを担保するために、現指定管理者と業務実施の前提となる実態が同一であることを審査するものです。

審査にあたっては、申請書類により、組織体制、財務状況、指定管理業務に関する提案

内容を調べ、現指定管理者と業務実施の前提となる実態の同一性を確認しました。

## 6 審査結果

今回の指定申請書類を審査した結果、指定管理業務の計画に関する提案内容について変更が無いこと、また、これを実行する会社組織や共同事業体の構成・役割等についても、事実上の変更がないことが確認できました。

このため、現指定管理者と指定管理業務実施の前提となる実態が同一であると認められることから、新設会社による「東急スポーツオアシス・日本水泳振興会共同事業体」を、横浜市西スポーツセンター指定管理者の候補者として選定することを、本選定委員会の審査結果とします。

以上